

○岡山県警察職員服務規程

(平成 10 年 8 月 21 日警察訓令第 18 号)

改正 平成 12 年 7 月 18 日警察訓令第 22 号 平成 13 年 5 月 21 日警察訓令第 14 号
平成 15 年 3 月 25 日警察訓令第 13 号 平成 18 年 11 月 28 日警察訓令第 24 号
平成 19 年 3 月 9 日警察訓令第 11 号 平成 25 年 3 月 14 日警察訓令第 7 号
平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号 令和 4 年 12 月 21 日警察訓令第 51 号

岡山県警察職員服務規程を次のように定める。

岡山県警察職員服務規程

岡山県警察職員服務規程(昭和 34 年岡山県警察訓令第 10 号)の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)
- 第 2 章 職務執行の基本(第 4 条―第 12 条)
- 第 3 章 制限・禁止事項(第 13 条―第 21 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、岡山県警察職員(以下「職員」という。)の職務の公正、服務の遵守、規律の保持等に関して必要な事項を定めることにより、職務執行の適正を図ることを目的とする。

(準拠)

第 2 条 職員の服務については、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 章第 6 節(服務)その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 警察官並びに行政職員、技術職員、少年育成官及びその他の職員(以下「行政職員等」という。)をいう。
- (2) 上司 直属、上位の階級又は職にある者をいう。
- (3) 所属長 職員が属する所属の長をいう。ただし、部及び所属の長にあつては、警察本部長とする。

第 2 章 職務執行の基本

(職務倫理)

第4条 職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、次に掲げる事項を基本として、県民の信頼にこたえることができるよう高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならない。

- (1) 誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕する。
- (2) 人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行する。
- (3) 規律を厳正に保持し、相互の連帯を強める。
- (4) 人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努める。
- (5) 清廉にして、堅実な生活態度を保持する。

(公私の別)

第5条 職員は、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務権限又はその地位を私的な用途に用いてはならない。

(服装等)

第6条 職員は、制服であると私服であることを問わず、常に身体及び服装を清潔かつ端正にするとともに、態度を厳正にし、かつ節度を守って品位の保持に努めなければならない。

2 職員は、制服を着用した場合は、制服にふさわしくないものを携帯・着装するなど、職務に支障を及ぼし、又は他人に不快感を与えることのないようにしなければならない。

(職場環境の確保)

第7条 職員は、その就業に支障の生じることのないよう相互に人格を尊重するとともに、個人の特性を理解し、より良い職場環境の確保に努めなければならない。

(積極的な職務執行)

第8条 警察官は、職務上の危険又は責任を回避してはならない。

2 警察官は、急訴その他応急の措置を要する事案に接したときは、勤務時間の内外又は所管のいかんを問わず、直ちに必要な措置を執らなければならない。

3 行政職員等が前項に定める事案に接したときは、警察官に準じた措置を執るよう努めなければならない。

(応急サービスの用意等)

第9条 職員は、勤務時間中に勤務場所を離れる場合は、上司の承認を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、事後速やかに上司に報告するものとする。

2 職員は、勤務時間の内外を問わず、常にその所在を明らかにするとともに、必要に応じた連絡手段を確保するなど、応急の職務に服する用意を整えておかななければならない。

(事故等の報告)

第10条 職員は、公私を問わず、交通事故その他の事故を起こしたとき又は職務執行に関する過誤、紛議等を知ったときは、速やかに所属長に報告しなければならない。

2 職員は、職務執行に関する抗議、苦情等を受けたとき又はそれが予想されるときは、岡山県警察苦情措置要綱(平成 18 年岡山県警察訓令第 24 号)に定めるところにより、必要な措置を執らなければならない。

(上司の指導監督)

第 11 条 上司は、率先してサービスの遵守、規律の保持等に努めるとともに、監督責任を十分自覚し、部下の指導監督に当たらなければならない。

(指導監督等の受忍)

第 12 条 職員は、上司が行う職務上の指導監督及びこれに付随する身上指導に従わなければならない。

第 3 章 制限・禁止事項

(民事上の問題関与の禁止)

第 13 条 職員は、職務上の必要がある場合又は自らが当事者、代理人等である場合を除き、金品の貸借、商取引その他の民事上の問題に関与してはならない。

(債務の制限)

第 14 条 職員は、支払い能力を超えて、自己の債務の契約又は第三者の債務に係る連帯保証若しくはこれに類する契約を行ってはならない。

(交際等の制限)

第 15 条 職員は、岡山県職員倫理条例(平成 12 年岡山県条例第 6 号)、岡山県職員倫理規則(平成 12 年岡山県規則 113 号)等の定めるところにより、職員以外の者との交際においては、その職務の公正が疑われ、又は職務に支障を及ぼすこととなる行為をしてはならない。

2 職員の交際等の制限について必要な事項は、別に定める。

(虚礼等の禁止)

第 16 条 職員は、特別な事由がある場合を除き、次に掲げる職員相互間の行為のうち、虚礼にわたるものを行ってはならない。

(1) 中元、歳暮又はこれに類する名目で金品を贈与すること。

(2) 人事異動、研修その他の機会に際し、次の行為を行うこと。

ア せん別、祝儀又はこれに類する名目での金品の贈与

イ あいさつ状若しくはこれに類する印刷物の配布又は上司の居宅へのあいさつ

ウ 新旧所属、宿舎等における、あいさつその他の名目での金品の配布

(寄付の制限)

第 17 条 職員は、名目のいかんを問わず、警察本部長の承認を得ることなく、寄付を受け、又は求めてはならない。

(家族の就業等)

第 18 条 職員は、その家族の就業、営業行為等が職員自身の職務に支障を及ぼすことのないようにしなければならない。

(人事に関する援助等の要請の禁止)

第 19 条 職員は、人事上の処遇に関し、所属長に申し出る場合を除き、第三者に援助、便宜の供与又は仲介を要請してはならない。

(意見公表等の制限)

第 20 条 職員は、所属長の承認を得ることなく、職務の遂行に支障を及ぼすおそれのある意見、批評、随筆、小説等を部外に公表してはならない。

2 職員は、みだりに、警察の中立性及び職務の公正を疑われるおそれのある政治的又は宗教的な議論をしてはならない。

(公文書の私的保管の禁止)

第 21 条 職員は、職務上取り扱う文書、図画、写真及び電磁的記録(写し及び保存期間の経過したものを含む。以下次項において「公文書」という。)を勤務場所以外で私的に保管してはならない。ただし、職員個人あてに配布されたものはこの限りではない。

2 職員は、所属長の承認を得ることなく、公文書を部外者に閲覧させ、複写させ、又は提供してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 10 年 9 月 1 日から施行する。

(関係訓令の一部改正)

2 岡山県警察苦情等措置要綱(昭和 63 年岡山県警察訓令第 14 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成 12 年 7 月 18 日警察訓令第 22 号)

この訓令は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 5 月 21 日警察訓令第 14 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この訓令は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 25 日警察訓令第 13 号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 11 月 28 日警察訓令第 24 号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 9 日警察訓令第 11 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 25 年 3 月 14 日警察訓令第 7 号)

この訓令中、第 3 条及び第 6 条から第 9 条までの規定は平成 25 年 3 月 21 日から、第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 10 条及び第 11 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 21 日警察訓令第 51 号)

この訓令は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。